

成績評価

(学則第 11 条)

- 授業科目の成績評価は、学年末において、定期試験、並びに実習の成果履修状況を総合的に勘案して行う。
- 定期試験は学期試験とする。
- 実習についての評価は、平素の実習成績により行う。
- 学生は学期または学年において必修科目授業時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ前記 2. 3 に規定する学期試験を受けることが出来ない。従って、その科目についての評価も受けることが出来ない
- 校長は学期試験に欠席した者で、その欠席の事由がやむを得ないものと認められる場合は、その者について追試験を行うことが出来る。
- 校長は 2. 3 に定める学期試験において所定の点数に満たない者については、再試験を行うことが出来る。